

添付法令資料 3 :

投資実施管理のガイドライン及び手続に関する 2020 年 11 月 6 日付
インドネシア共和国投資調整庁規則 No.6 (目次)
同月 13 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 範囲 (第 4 条)
- 第 3 章 投資実施管理権限 (第 5 条)
- 第 4 章 事業者の権利、義務及び責任 (第 6 条ないし第 8 条)
- 第 5 章 投資実施管理の運営
 - 第 1 節 監視 (第 9 条ないし第 20 条)
 - 第 2 節 指導 (第 21 条及び第 22 条)
 - 第 3 節 監督 (第 23 条ないし第 27 条)
- 第 6 章 投資実施管理の行政措置
 - 第 1 節 通則 (第 28 条)
 - 第 2 節 事業許認可及び／又は事業活動に対する事業許可の撤回 (第 29 条ないし第 33 条)
 - 第 3 節 事業許認可及び／又は事業活動に対する許認可、事業許可の取消し (第 34 条ないし第 39 条)
 - 第 4 節 管理支店の閉鎖 (第 40 条ないし第 43 条)
 - 第 5 節 駐在員事務所の取消し (第 44 条ないし第 47 条)
 - 第 6 節 行政制裁の賦課 (第 48 条及び第 49 条)
 - 第 1 款 書面による警告 (第 50 条及び第 51 条)
 - 第 2 款 事業活動の制限 (第 52 条)
 - 第 3 款 凍結／一時停止 (第 53 条)
 - 第 4 款 取消し (第 54 条)
 - 第 5 款 撤回 (第 55 条ないし第 57 条)
 - 第 6 款 管理支店の閉鎖 (第 58 条)
 - 第 7 款 行政過料の賦課 (第 59 条)
- 第 7 章 費用 (第 60 条)
- 第 8 章 不可抗力 (第 61 条)
- 第 9 章 経過規定 (第 62 条)
- 第 10 章 終則 (第 63 条及び第 64 条)